

平成３０年度第１回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録			
開催日時	平成３０年７月２５日（水）午後２時００分から午後４時１０分まで		
開催場所	奈良市役所北棟６階 第２２会議室		
出席者	委員	伊藤俊子委員、梅林聰介委員、澤井勝委員、高原俊裕委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、中川直子委員、室雅博委員、渡邊新一委員【計９人出席】	
	事務局	矢倉協働推進課長、南浦地域活動推進課長、畑谷地区調整主幹、今井協働推進課課長補佐（事務局）協働推進課まちづくり推進係	
開催形態	公開（傍聴人６人）	担当課	市民活動部 協働推進課
議題 又は 案件	１ 開会 ２ 案件 （１）第２次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に係る平成２９年度事業評価及び平成３０年度実施計画について （２）地域自治協議会について （３）その他 ３ 閉会		
決定又は取り纏め事項	１ 地域自治協議会設立後の行政の支援（地域担当職員・交付金等）について、引き続き議論が必要である。 ２ 条例改正は、地域自治協議会の活動の成果が見えた時点で検討する。 ３ 参画・協働の意識を浸透させるため、職員研修を実施すべきである。 ４ 会議録作成については、概要版のみとする。 ５ 次回の審議会は、１０月頃を予定している。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
１ 開会 ２ 案件 （１）第２次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画に係る平成２９年度事業評価及び平成３０年度実施計画について ○事務局より、資料１～資料６に基づき説明を行った。 ・平成２９年度の協働事業として掲載する事業の合計数は７９件あり、この内、Ａ評価が５０件、Ｂ評価が２７件、Ｃ評価が１件、Ｄ・Ｅ評価は０件、平成２９年度は開催しなかった事業が１件となっている。また、平成２９年度をもって廃止となった事業が２件、完了した事業が２件あった。市民参画事業として掲載する事業は、１３件であった。 ・平成３０年度の協働事業として掲載する事業の合計は８０件、市民参画事業として掲載する事業は１６件となっている。 ・資料２の事業番号５９「なら燈花会開催事業」について、平成３０年度の計画額が、１０			

0, 000千円となっているものを、10, 000千円に訂正する。

・資料5の事業番号16「上深川歴史民俗資料館（指定管理）」について、事業開始年度が、平成30年となっているものを、昭和53年に訂正する。

➤主な意見は以下の通り

・本審議会について、公募委員の追加募集や若手を入れて活性化する等必要な気がする。（室委員）

→公募委員だけでなく、委員全体について適切に世代交代をお願いしたい。（澤井会長）

・資料2 協働事業シートの協働相手の意見として、「協力してほしい」「行政の更なる支援が必要」等の意見が挙がっている事業がいくつかあるが、担当課だけではなく協働推進課が関わって、担当課と協議するようなことはできないのか。

事業NO. 42「独り暮らし高齢者世帯防火訪問」事業では、お独り暮らし高齢者の情報が個人情報に当たるとして、担当課から公開されないことで、活動が制限されることがある。（伊藤委員）

→必要性を訴えられている点については、協働推進課から担当課にも申し伝えている。連携を取っていきたいと考えている。（事務局）

・資料2の事業NO. 21「奈良市都祁体育館の運営」、NO. 38「奈良市総合医療検査センターの運営」、NO. 64「転害門前観光駐車場の運営」について、目標値が実績値を下回っている。実績に合わせて目標値を高く掲げ、やる気を反映させて目標設定してもらいたい。（渡邊委員）

・各事業担当課に協働推進課が足を運び、協働事業の推進について協議する機会を設けるべきである。（渡邊委員）

・事業シートの様式について、改善しており前進している。特に協働の原則に基づく相互評価を基にA～Eの評価が出る形式は、踏み込みができた良いものとなっている。渡邊委員からのご意見の通り、目標値をはるかにクリアしているものについては、目標値変更を指示すべきである。クリアした目標値をそのままにしておくことは、PDCAのC（Check）ができていないことになる。次年度以降、B評価の事業をA評価に上げる施策が必要である。B評価に対しどのような改善策を講じるべきか、そのための具体的な提案が出るべきではないか。

数年の内に、参画及び協働の原則に関する中間的見直しが遅れた。その遅れを取り戻すべき時期にきている。（中川副会長）

・評価表はよくできた形式になってきたが、実際の取組は前進しないということになりかねない。そういう点では、それを変えていくために顔を突き合わせて議論する場を作ることが必要である。個人情報の話にしても、どうやって共有化していくかというのは色々な工夫が

あり得る。「できない」ではなく、それをどのようにして可能にするのか、ということを知恵を絞り考えていくべき。幅広く、具体性のある議論が必要になってくる。(澤井会長)

- ・個人情報の規制があることで、地域での活動が制限されることがあり現場ではやり難くなっている。情報を共有していこうと言いながらも、共有できないものが出てきている。この点について、声を上げて特例を作っていく必要性を感じている。(梅林委員)

- ・市民は、市民参画及び協働によるまちづくりと言われると期待感を持つが、現実の参画及び協働事業内容はささやかすぎるために不満感が残る。ワクワク感の湧いてくるような参画及び協働の在り方を模索してほしい。(室委員)

(2) 地域自治協議会について

○事務局より、地域自治協議会の取組状況について報告を行った。(参考資料1・2)

- ・「奈良市地域自治協議会設置及び認定等に関する要綱」及び「地域自治協議会準備交付金交付要綱」については、平成30年4月1日に施行し、申請のあった15地区の準備会に対し、1地区30万円の準備交付金を交付した。

- ・拠点施設整備については、奈良市協働のまちづくり庁内検討委員会に拠点整備検討部会を設置し、地域が希望する施設の関係課と協議を進めている。施設修繕等の必要性が認められる場合には、平成31年度に予算措置するべく調整している。

- ・昨年度に引き続き、今年度も地域コミュニティワークショップ及び地域自治計画策定ワークショップを各地区の活動段階に合わせて、希望のあった7地区で実施する。

- ・奈良市自治連合会では、50地区ある自治連合会の内29地区が参加され、月に1度地域自治協議会検討委員会を開催されている。検討委員会では、希望される地区での講座開催や、地域自治組織づくりマニュアルの発行等の取組をされている。

➤主な意見は以下の通り

- ・地域自治協議会検討委員会に出席しているのは、地区自治連合会の役員か。参加しない地区には理由があるのか。(伊藤委員)

→連合会長が出席している。行政による奈良市民への公平なサービスを追求していくのが、自治連合会の役割であると考えている。行政のサービスは、地域によってかなりの差がある。地域自治協議会の設立に反対されている地域は、行政に頼っている部分が多く、組織力が弱い場合が多い。地縁組織は疲弊しており、自治連合会の加入率も低下している。これに変わる地域コミュニティの活性化の方策として地域自治協議会創設の必要性に迫られているのが現状である。(梅林委員)

- ・地区調整員は、協議会設立に際して働きかけをしているのか。(室委員)

→地区調整員は、市内50地区ある連合会で9名を配置している。本庁管轄で3名、東部地

区で1名、西部地区で2名、北部地区で1名、月ヶ瀬行政センターで1名、都祁行政センターで1名となっている。「地域の未来についての懇談会」においても、地域自治協議会をテーマの一つとして設けており、行政と自治連合会が協働して地域自治が進むような形を目指しているが、既存の考え方も残っており、進んでいない地域もある。(南浦課長)

→準備交付金の交付が決定したこともあり、機運は高まっている。(梅林委員)

→改めて、地域担当職員を制度化し検討していく必要がある。今後も現状の地区調整員が地域自治協議会に関わっていくのか、あるいは新たな形で地域担当職員として進めて行くのかについてもご意見をいただきたいところであるが、地区調整員と今後の地域自治協議会に関わる行政職員の在り方は変わってくると考える。(事務局)

・1地区につき30万円の準備交付金では少くないのか。(渡邊委員)

→奈良市では、各種団体への交付金を一本化して地域自治協議会に交付する仕組みが、今後必要になってくると思う。準備交付金30万円に連合会や社協から補充しながら運営しているのが現状であり、立ち上げていくには、100万円単位での資金が必要ではある。(梅林委員)

・まず、準備交付金があり、次いで、立ち上がり交付金がある。その段階で現在各種団体が受けている交付金をどうするのかという話になると認識していて良いのか。(伊藤委員)

→北九州市や福岡市でも統合していく方式を取っている。最終的に統合できないものも出てくるが、地域自治協議会の基本財源としては、旧来の各種団体に交付していた補助金や交付金が基礎となる場合が多い。(澤井会長)

・協議会の設立については、2年間停滞していた。その原因は、各地区での問題意識が広まらず、議会にも認識がない状況であった。住民自身にもその気がないのであれば、止めてしまえば良いと言ったこともある。危機感を持っていた。そこから、ゼロベースで再スタートし、準備会交付金の予算を捻出し、粘り強くここまでアプローチできたこと、リアルに実行可能のところまで攻めてきたことは評価できる。また、条例改正ではなく、告示を伴う要綱を制定したことも良いやり方である。ここからは、協議会の設立数を増加させるための知恵を皆さんにお出しいただき議論するとともに、行政がどのような支援をすることが効果的なのかという議論を進めていくところにきている。(中川副会長)

○事務局より、資料7～資料10に基づき説明を行った。

・資料7の通り、解説付きの地域自治協議会の規約(例)を作成した。自治連合会の地域自治協議会検討委員会にも公開し意見をいただく予定をしている。

・資料8の通り、「地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱」の施行を考えている。

・資料9の通り、地域担当職員制度について設置の有無や制度の内容に関する検証が必要であると考えている。

・資料10には、条例改正のスケジュール案を提示している。要綱での取組をスタートした

ところではあるが、自治連合会からは早期の条例改正が必要であるとのご意見もある。一方、これまでに議会で条例改正案が否決されたことや、その対応策として要綱を施行し、来年度から認定手続きがスタートするという経緯を考慮すると、条例改正案については熟考を重ね慎重に議案提出することが望ましいのではないかと考えている。

➤主な意見は以下の通り

- ・条例改正については、早い方が良いと思う。審議会として意見書を提出して2年が経過している。市民提案制度についても併せて条例改正案を出していくのか、また、地域担当職員制度についてもまだ不十分なままである。検討が必要である。(室委員)

- ・資料7の規約例については、大筋これで良いと思う。必須構成団体についても、奈良市では概ね妥当だと思う。

資料8の立ち上がり支援交付金以降の交付金については、事業を開始する際には、基礎額と人口割額の交付金に事務費交付金や事業費交付金を積み上げていくのかどうかという点について示していく必要があるのではないかと。立ち上がった後のことが気になっている地域に対して、弾みにならないのではないかと。

地域担当職員制度については、資料の通り各地区で大変多様な状態になっている。奈良市では、地区調整員制度は以前からある体制であり、今後、協議会制度を進めるために地区調整員を動かすのか、新たな任務を与えるのか、または全く別の制度として構成するのかという議論が必要である。(中川副会長)

→今回準備交付金を受けた地区は15地区であり、それ以外の地区との差をどう埋めていくのかという問題もある。地域自治協議会に固執した支援が良いのか、これまでの体制を踏襲し、全体への支援が良いのかという課題がある。(南浦課長)

→地区調整員の身分はどのようなものか。(中川副会長)

→正職員、課長補佐級または係長級、地域活動推進課配属の者は専任、その他は併任である。(南浦課長)

→この議論は、イメージを立てて進めるべきである。制約条件から入ると話が進まない。

43の小学校区単位を一人が担当するとなると、40数名が必要になる。専任か併任かどちらが適当か、職員の職位はどの程度の者が必要か、再任用職員も選択肢となることを頭に置いてもらいたい。地域のお世話役ではなく、「地域活性化推進調整員」等、地域の自立を暗示するような名称が必要ではないか。また、全担当職員への研修が必要、さらに、切り替えについて線引きをし、地域への宣言が必要である。双方に浸透させていかないといけない。地域の自立を図るための地域担当職員であって、事務の代行をするものではないというイメージをいかに浸透してもらうかが重要である。事務のできる協議会をつくるために交付金を交付する。その結果、職員の人件費削減につながる。最終的に職員の仕事も減る、クレームも減る、窓口調整も減る。交付金を交付することがコストダウンになるという論理改革を行う必要がある。

担当職員の在り方は、地域の状況と設立・活動段階に応じて仕事の設計をしてはどうか。全て仕事のカラーが異なる。自治力の弱い地区を担当する職員には、本庁のバックアップが必

要になることもある。地域にアンケートを取りながら進めて行くと地域担当職員の仕事が立体的に見えてくるのではないか。A市では41小学校区の内7小学校区がスタートし、3小学校区が準備段階に入っている。それを4人の課長補佐級職員と2人のアルバイトが、2人で1チームを作って周っている。それも参考になるのではないか。(中川副会長)

・組織を作ってから法制度を整備するのか。法制度を作ってから組織を作るのかという議論になっている。地域で煮詰まっていないという理由で、市議会で否決されていることもあり、組織を作ってから法制度を整備する方法が良いのではないかと考える。(渡邊委員)

→奈良市自治連合会が最大のオピニオンリーダーであり、連合会が良いと判断する時期に議案提出するのが良いと考える。(中川副会長)

→地縁団体が崩壊に向かっているという切羽詰まった現状もある。そのことを訴えることで、連合会長も随分と変わってきた。自分たちの活動を積み重ねてできる条例は、生きた条例になると思う。活動する中で具体的な条例案を作っていくことは非常に大事なことである。活動することによって、賛同者も理解者も増加している。奈良市の場合は、住民主導型で立ち上げようとしているが、行政の動きが鈍いと感じている。立ち上げた後の支援について議論がされていない。(梅林委員)

→市議会はまだ理解していない。条例にできるような状況ではない。いくつかの活動の成果が見えてくると変わってくると思う。そのためには、準備交付金や立ち上がり交付金で何をするかが重要である。組織構成や部会構成について議論していくと、具体化してくる。(澤井会長)

・構成団体としては、自治連合会、自主防災防犯組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の4団体が核となっている。地域に事務所機能を整備するには相当なお金が必要になる。(梅林委員)

・庁内に抵抗勢力は存在するのか。(渡邊委員)

→完全に抵抗しているものはないと考える。(事務局)

→市長の姿勢もある。検討委員会としても、市長、副市長に直接話していく必要がある。はっきりと伝えていこうと思う。(梅林委員)

・連合会と同じく、審議会も意見を言っていける立場である。この2年間コミュニティ施策における参画・協働については注力し、協力してきたが、NPO支援や市民のボランティア活動の活性化やこれらの人材を使った行政との参画・協働システムの進捗状況についての議論が抜けていたように思う。奈良市の行政機構全般において、市民参画及び協働によるまちづくりがどの程度浸透できているのか、意識が広まっているのかについてこれまで毎年研修を行うことで進んできていた。以前には全幹部職員に対する研修を行った記憶がある。職員研修は復活するべきである。人事異動の度に意識を新たにしてもらう必要がある。推進計画については、データが明らかになっているので、前年度の評価を行い審議会として総括的な答申を返すことがルーティンワークになると考える。そのように、審議会の仕事、位置付け

を設定し直してもらいたい。(中川副会長)

→研修実施は理想的だと思うが、今年度はeラーニングでスタートしている。すべての課において、市民参画及び協働によるまちづくりを推進しなければ成り立たない状況にあることは認識している。研修の復活については検討したい。(事務局)

・介護保険事業が掲載されていない。介護保険事業計画には、協働という言葉が書いてある。障がい者福祉も同じことである。(澤井会長)

→介護保険は、国の制度と捉えているのかもしれない。奈良市の場合老人福祉計画と一緒になっているので、福祉は協働と捉えていても、介護保険制度については認識がないのかもしれない。(事務局)

→担当職員の考え方が変わっていない。協働だと思っていない。そこを転換していかないといけない。総合事業を支えるのは市民であるから、法的には協働になっている。なぜ掲載されてこないのか。(澤井会長)

→担当課に申し伝える。(事務局)

・この2・3年間、住民自治組織づくりにエネルギーを注ぐあまり、基本ベースである参画のシステムや協働の事業の実態についてのチェックシステムが疎かになっていた。推進計画の作表によってカバーリングできるが、あくまでもシステムの話であって、実践し評価したところで、今何をすべきかと考えた時、はっきりとしているのは研修が必要ということである。遅くとも平成31年度には研修を復活するべきである。コミュニティ型住民自治に総力を挙げてきたが、NPO型・ボランティア型住民自治が疎かになり足元まで揺らいでしまっている。初心に戻って、参画が本当にできているのか、協働が庁内に浸透しているのか、団体自治の効率化と有効化を目指す行政改革作戦であるとの認識がないのかということを伝えていく必要がある。(中川副会長)

・今後、協働推進課として何をどこまで進めるのか示してほしい。(室委員)

→立ち上がり以降の支援について、期限付きの交付金と、さらにそれ以降については、行政提案型、地域提案型の事業に対する交付金による支援についても連合会の検討委員会や本審議会でも議論していただきながら、形づくりをしていこうと考えている。包括的な交付金については理想形であるとは考えるが、難しいところもある。しかし、いずれは地域自治協議会に対する交付金と協議会内の団体の活動に対する交付金の整理はおのずと必要になってくる。(事務局)

→行政としても展望をもって仕事を進めてほしい。その展望は達成できないかもしれないし、変更になることもあると思うが、例えば5年先のことを思いながら歩いていくことが大切である。(室委員)

(3) その他

・事務局より、会議録の作成について提案を行った。

	これまで、本審議会の議事録は、発言録と概要版の２種類を作成していたが、ホームページに掲載しているのは概要版のみであった。また、会議録作成に係る事務負担軽減の点からも、概要版の作成に留めることが適当ではないかと考える。 →異議なし。 →録音データは残すのか。(渡邊委員) →残すが、一定期間経過後に消去する規定があるように思うので確認する。(事務局) ・地域自治協議会設立のための国からの交付金等はないのか。(渡邊委員) →立ち上がり、基盤を築いた協議会に対する助成金はいくつもある。(中川副会長) ・次回の審議会については、１０月頃の開催を予定している。(事務局) ・議事録の署名は、澤井会長と辻中委員にお願いしたい。(事務局)
資料	【資料１】第２次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画 平成２９年度事業一覧 【資料２】平成２９年度協働事業シート 【資料３】平成２９年度市民参画事業シート 【資料４】第２次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画 平成３０年度事業一覧 【資料５】平成３０年度協働事業シート 【資料６】平成３０年度市民参画事業シート 【資料７】地域自治協議会規約（例） 【資料８】奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（案） 【資料９】地域担当職員制度について 【資料１０】条例改正スケジュール（案） 【参考資料１】準備交付金交付状況一覧 【参考資料２】地域自治組織づくりマニュアル